



第11号様式(第12条関係)

7指令第1-1号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 瀬戸市山の田町43番地の303  
氏 名 株式会社岩田清掃  
代表取締役 金森 知実

令和7年12月8日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和7年12月12日

日進市長 近藤 裕貴



取扱一般廃棄物の種類	1. 事業系一般廃棄物(燃えるごみ) 2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下食品リサイクル法という)第2条で定める食品廃棄物
業務区域	1. 事業系一般廃棄物(燃えるごみ): 日進市内 2. 食品リサイクル法第2条で定める食品廃棄物の収集運搬及び荷降し: ・収集区域 日進市内 ・運搬地、荷降し場所 中部有機リサイクル(株) 名古屋市守山区花咲台2-1102 オオブユニティ(株) 大府市横根町惣作236-1
許可期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日
車両登録番号	尾張小牧800か2530、豊田800か95 尾張小牧800か2845、尾張小牧800は1281 尾張小牧800は 746、尾張小牧800あ5965 尾張小牧800は 812、尾張小牧800は 991 尾張小牧800あ2153(予備車両) 豊田800か220(予備車両)
条件	裏面、別紙のとおり

## 許可条件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び法律施行令並びに同施行規則を遵守すること。
2. 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を厳守すること。
3. 日進市一般廃棄物収集運搬及び処理業許可基準要綱及び日進市一般廃棄物処理業許可事務取扱要領並びに日進市一般廃棄物処理許可業者遵守事項を遵守すること。
4. 貨物自動車運送事業法の許可を受けた車輛で業務を行うこと。
5. 尾三衛生組合へ搬入するごみ（燃えるごみ）の分別を徹底すること。
6. 尾三衛生組合へ搬入するための収集袋は、透明又は白半透明とすること。
7. 許可車輛にて収集運搬する場合は、車輛前部と側面に許可車輛の表示、助手席側ドア側面に運転手及び作業員の表示を行うこと。
8. 日進市内の事業所等施設には、事業所であることを示す表示を設置すること。
9. 業務の全部又は一部を廃止、または許可申請書及び添付書類に変更が生じたときは、業務廃止届又は変更届を速やかに提出すること。
10. 食品リサイクル法に定める食品廃棄物の収集運搬及び荷降ろしについては、別添運搬条件・遵守事項の内容を遵守すること
11. 上記1～10のうち、いずれかに違反したとき又は違反に類似した行為をしたときは、業務の許可を取り消すことがある。
12. その他  
前各項にかかわらず法律等が改正されたとき、もしくは、市長が必要と認めたときは、許可の取り消し、条件変更、又は別に指示することがある。